

改正

平成17年2月18日条例第3号

平成18年3月17日条例第14号

平成26年12月12日条例第26号

佐賀のへそ・ふれあい交流センター及び江北町保健センターの使用料に関する条例

(趣旨)

第1条 佐賀のへそ・ふれあい交流センター及び江北町保健センターの使用料については、この条例の定めるところによる。

(使用料)

第2条 学習室(大)、学習室(小)、パソコン教室、教養室、調理実習室、多目的ホール、多目的ホールステージ、ホワイエ、集団指導室及び駐車場を使用しようとする者は、別表に掲げる額の使用料を納入しなければならない。

(使用料の納付)

第3条 使用料は、使用日までに納付しなければならない。ただし、使用料のうち使用許可を超過した分に係る使用料及び駐車場使用料は、使用終了後直ちに納付しなければならない。

(使用料の免除)

第4条 町長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。

- (1) 町が主催し、又は他の団体と共催して行う事業に施設を使用する場合
- (2) その他町長等が特に必要があると認める場合

(使用料の還付)

第5条 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責めによらないで使用することができなくなった場合は、使用料の全部又は一部を還付する。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、使用料に関し必要な事項は、町長等が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年2月18日条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年 3 月17日条例第14号）

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年12月12日条例第26号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

センター使用料

| 室名 | | 使用料（1 時間当たり） | | | |
|------------|------|--------------|--------|--------|---------------------------|
| 学習室（大） | | 400円 | | | |
| 学習室（小） | | 400円 | | | |
| パソコン教室 | | 600円 | | | |
| 教養室 | | 400円 | | | |
| 調理実習室 | | 700円 | | | |
| 集団指導室 | | 600円 | | | |
| ホワイエ | | 400円 | | | |
| 多目的ホールステージ | | 400円 | | | |
| 多目的ホール（半面） | | 500円 | | | |
| 駐車場 | 駐車時間 | 1 時間まで | 4 時間まで | 24時間まで | 24時間を超え24 時間を増すごと に |
| | 駐車料金 | 無料 | 100円 | 300円 | 300円 |

備考

- 1 町内居住者以外の者の使用料（駐車場使用料を除く。）は、上記使用料の 2 倍の額とする。
- 2 興行又は宣伝活動等営利を目的とする場合は、上記使用料の 2 倍の額とする。ただし、町内居住者以外の者の場合は、4 倍の額とする。
- 3 酒席を伴う場合は、上記使用料の50%の額を加算する。ただし、集団指導室、多目的ホール、パソコン教室は、飲酒・飲食を禁止する。
- 4 1 時間に満たない端数があるときは1 時間とする。
- 5 前記 3 により算定して得た額に100円未満の端数があるときは、50円未満は切り捨て、50 円以上は100円とする。

- 6 冷暖房を使用する場合は、上記使用料の他に1時間につき（1時間に満たない端数があるときは1時間とする。）200円（集団指導室については、500円）を徴収する。
- 7 特に光熱を多量に使用すると認められたときは、その実費額を加算する。